

兵庫県立丹波年輪の里ウッディハウス（レストラン棟）運営受託者募集要項

（公財）兵庫丹波の森協会（以下「協会」という）は兵庫県立丹波年輪の里（以下「丹波年輪の里」という）の指定管理者になっています。

このたび、協会は当該施設のウッディハウス（レストラン棟）の運営受託者（以下「受託者」という）を募集しますので、この募集に参加される方は、募集要項に基づき、各事項をご承知の上、お申し込みください。

趣 旨 丹波年輪の里来苑者のさらなる利便性向上を図るため、ウッディハウス（レストラン棟）を有効活用できる事業者運営を委託します。

1 物件 兵庫県丹波市柏原町田路 102-3 丹波年輪の里内

レストラン棟及び更衣室棟、その他レストラン棟更衣室等に付属する物。

○規 模 建築面積 219.51㎡

延べ面積 232.47㎡（平屋建て）

ホール 119㎡ カウンター 10㎡

厨房 29㎡ その他 トイレ

更衣室棟（別棟）休憩室・倉庫 12㎡

ガス庫 （別棟）

○貸与備品等 厨房機器 テーブル10脚 イス39脚

設備 テーブル・イス及び厨房設備は県において設置したものを現有のまま貸与します。

なお、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機等の電気厨房設備、ガスコンロ等は備えておりません。詳細は、現地にて確認してください。

*休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日等の場合は翌平日）

○年間使用料（最低額） 240,000円（消費税別途）

2 契約保証金 年間契約の8割とする。（消費税含む）

受託者は契約保証金を指定する期日以内に協会に納入してください。

3 応募資格要件

施設においては、飲物、サンドウィッチ、おにぎりなど飲食の提供を必須としますが、レストラン棟の活性化に向け、本格的なレストラン営業はもちろん、物品販売や受託者様の独自のアイデアに基づいた有効活用をしていただくことが可能です。

応募資格要件は、次の要件をすべて満たす法人又は個人（複数社による共同運営可）です。

（1） ウッディハウスを活用し、来苑者の利便性を向上させること。

（2） 飲物、サンドウィッチ、おにぎりなど飲食の提供ができること。

- (3) 受託者自らが運営すること。
- (4) 次の①から⑥までのいずれかにも該当しないこと。
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けたい被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (5) 次の①から⑥までのいずれかにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過した者を含む)であること。
- ① 兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 兵庫県が実施した競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により兵庫県が実施する監督または検査にあたり職員の職務を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて兵庫県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年経過しない者を契約の締結または履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 兵庫県暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員または兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 破壊活動防止法(昭和 27 年法律第 240 号)に基づくところの破壊活動団体及び当該団体の役員もしくは構成員でないこと。
- (8) 国税及び兵庫県税の未納者でないこと。

4 募集条件等

丹波年輪の里は、豊かな自然の中で、文化・スポーツ・レクレーション活動を推進していますので、このコンセプトを満たし来苑者の利便性を高める施設運営を提案してください。（事前の現地確認は可能です。）

(1) 使用料

① 使用許可の期間

使用許可の期間は契約日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

単年度契約となりますが協議の上、継続することができます。

ただし、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す

場合があります。

② 使用料及び売上手数料

ア 施設使用料

1年間の使用料は、協会が設定した価格を超える金額を提示してください。

ご提案いただいた額が1年間の使用料となります。(提案は年額を記してください)

使用可能施設：建物本体、厨房機器、什器類はじめ施設内におけるすべての設備及び備品含む。(すべて現有のまま貸与可能。)

なお、建物の躯体にかかる大規模な修繕は指定管理者が実施しますが、躯体にかかる軽微な修繕、その他の設備等については受託者での対応となります。

なお、厨房における冷蔵庫、ガスコンロ等電気、ガス設備は備えておりませんので、軽食メニュー提供に係る設備は必要に応じて受託者で用意してください。

イ 売上手数料

売上に対する手数料を納付いただきます。

売上手数料は毎月の売上額に対する比率を提案してください。

ただし、消費税別途とします。

ウ その他

使用料、売上手数料の納付については、毎月協会が発行する請求書により期限までに全額納付してください。

また、水道、電気代光熱水費等については受託者が負担するものとし、協会が発行する請求書により、同様に期限までに全額納付してください。

なお、建物の警備費についても直接負担をお願いします。

*年度途中の事業開始における施設使用料は月割とします。(準備期間含む)

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のこと遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料等を協会が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例その他関係法令等並びに、協会の指示するところに従って委託業務を運営しなければならない。
- ③ 丹波年輪の里の利用者に対し、親切丁寧、誠意をもって需要に応じなければならない。

(3) 維持管理責任

- ① 受託者は業務を行うにあたって、良質な食品、及び物販を行う場合は物品を提供するものとし、食品衛生法(昭和22年法律233号)、その他関係法令等を遵守し、丹波年輪の里の品位及び秩序の保持に努めるとともに、常に衛生管理の改善維持に努めなければならない。
- ② 受託者は善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
管理する範囲についてはレストラン棟、更衣室棟、ガス庫、建物の植栽エリアとする。
- ③ 受託者の負担による小規模な修繕若しくは小規模な模様替え又は現状の変更により生じた

建物及び施設の財産価値の増加した部分は兵庫県に帰属する。

- ④ 同施設の運営は丹波年輪の里業務の一部であり、受託者は営業権等の主張をすることができない。

また、この使用については、協会が兵庫県の公の施設の使用許可を得て行うものであり、地方自治法第238条の4の規定により借地借家法は適用しない。

- ⑤受託者は、その責めに帰する事由により建物の全部又は一部を滅失し又はき損したときは、当該損害の額に相当する金額を損害賠償として協会に支払うものとする。但し、原状に回復したときはこの限りではない。

- ⑥受託者は、この契約の期間が終了したとき又はこの契約を解除したときは、協会の指定する日までに自己の負担において、建物を原状に回復して協会に返還しなければならない。

ただし、施設の原状回復について協会が承認したものについては、必要としない。

- ⑦受託者は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするため、帳簿を作成し、領収書その他の証拠書類を整備しておくものとする。

- ⑧協会は、委託業務の適正な執行を期するため、必要があるときは、受託者に対して報告を求め、又は職員にその建物に立ち入らせ、帳簿書類その他のものを検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- ⑨協会は、契約期間中であっても、次の各号のいずれかに該当するときは業務の停止を命じ、又は、契約を解除することができる。この場合において受託者は、無条件でこれに応じなければならない。

一、兵庫県又は協会において、同施設を公用に供すために必要が生じたとき。

二、受託者がこの契約条項に違反したとき、又は利用者に対して、重大な過失若しくは多大な迷惑を及ぼす等の行為があつて、協会において契約を継続することが不適切と認めるとき、又は恐れがあるとき。

三、協会が、当該レストランの使用に係る権原を失ったとき。

四、協会は、受託者に対し、前項の規定により業務の停止又はこの契約を解除したため受託者が被り、又は被る恐れのある損害については、一切の責任を負わないものとする。

- ④ 協会、受託者いずれか一方が正当な理由により、この契約を解除しようとするときは、その日の前3ヶ月までに文書をもって申し立てなければならない。

なお、契約期間満了の日をもって、契約を終了することとする。

- ⑤ 受託者がこの契約に基づく賠償金等を協会の指定する期間内に納付しないときは、協会は、その納付しない額に甲の指定する期間を経過した日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.75%の割合で計算した額を協会に納付しなければならない。

5 応募申込方法

(1) 申込方法

申込期限：令和7年11月30日（日）午後5時必着

提出先：兵庫県丹波市柏原町田路102-3

兵庫県立丹波年輪の里 総務担当 電話0795-73-0725

〈郵送する場合〉

送付先 〒669-3312 兵庫県丹波市柏原町田路102-3
兵庫県立丹波年輪の里 総務担当 あて

※簡易書留または書留により送付ください。

なお、普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときと同様に価格提案できません。

※必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合、価格提案出来ません。

※電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

〈持参の場合〉

令和7年11月30日(月)午後5時までに兵庫県立丹波年輪の里 総務担当までご持参ください。受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、毎週月曜日が休館日(月曜日が祝日の時は、翌平日が休館日)です。

(2) 申込に必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(様式1)
- ② 応募価格等提案書(様式2)
- ③ 誓約書(様式3)
- ④ 事業概要書(様式4)
- ⑤ 事業計画書(様式5)

(法人の場合)

定款 法人登記簿謄本 ※

納付証明書(法人県民税及び法人税 直近2期分)

印鑑証明書 ※

直近2期の決算書

(個人の場合)

所得税の確定申告書(写し) 直近2期分

飲食業営業許可証(写し) 現在、飲食営業されている方

調理師免許証(写し) (事業が調理師免許を必要とする場合)

住民票記載事項証明書 ※

印鑑登録証明書 ※

※令和7年4月1日以降、発行されたものに限り(コピー可)。

(3) 応募価格提案書の無効について

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低年額使用料を下回るもの
- ② 応募資格がないものが応募価格を提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 提案する書類に不備があったもの。(日付、住所、氏名及び押印のないものまたはこれらが分明出来ないもの)

- ⑤ 使用料及び売上手数料の価格提案に関し不正な行為を行ったものが提案したもの
- ⑥ その価格提案に関する条件に違反したもの
- (4) 申込みにあたっての留意事項
 - ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

5 受託者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを受託者の選定対象とします。(審査内容、審査過程は開示しません)
- (2) 丹波年輪の里ウッディハウス運営提案書の内容、年間使用料、売上手数料比率等を総合的に審査し、受託者候補者を選考します。(提案内容の確認ヒアリング等を行う場合があります。)
- (3) 受託の可否は、書面により通知します。(令和7年12月下旬)
- (4) 募集の中止・延期
不正な応募が行われる恐れがあると認められたとき、または災害その他やむを得ない理由があるときは、募集を中止または延期することがあります。

6 受託者の手続き

受託候補者として決定しますので、指定した日までに「丹波年輪の里利便施設事業申請書（兵庫県指定様式）」を提出いただき、許可書を発行します。

7 受託者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、受託者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに事業申請の手続きに応じなかった場合
- (2) 受託者が応募資格を失った場合

8 その他

- (1) 提案や事業申請の手続き及び履行に関する一切の費用については、受託者の負担となります。
- (2) 提出書類の電子データが必要な場合は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

9 スケジュール

- (1) 申 込 期 限 11月30日（日）午後5時00分必着
- (2) 審 査 12月中旬
- (3) 候補者決定 12月下旬
- (4) 委託契約締結 1月上旬

10 問い合わせ

丹波市柏原町田路102-3

(公財) 兵庫丹波の森協会 兵庫県立丹波年輪の里 総務担当

電話 0795-73-0725